

「北のふるさとサポーター制度」実施規程

（目 的）

第1条 この規程は、美香保公園、伏古公園、丘珠空港緑地において、北のふるさとグループ（以下「当グループ」という。）が、地域住民や団体との協働で、さまざまな業務を行う場合に、協力していただける地域住民及び団体の方を登録する制度である「北のふるさとサポーター制度」に関する必要な事項を定める。

（制度のしくみ）

第2条 美香保公園、伏古公園、丘珠空港緑地（パークゴルフ場合む）において、植樹・イベント・清掃等を地域住民との協働で実施する場合、あらかじめこれらにご協力いただける地域住民のみなさんを希望により事前登録する。当グループが協働で業務を行う場合は、事前に登録された地域住民の方に連絡し協力を要請する。

- 2 協力はあくまで任意であり、地域住民の方が参加を強制されることは一切ない。
- 3 地域住民の方には、ボランティアとしてご協力いただく。したがって、当グループから報酬等が支払われることは一切ない。ただし、必要に応じて、軍手等を支給したり、駐車場代等の実費を支払うことはある。
- 4 必要に応じて、当グループ負担により、ボランティア保険に加入する。

（登 録）

第3条 登録を希望される地域住民の方には、登録申請書（様式1）を提出いただく。登録が完了した場合は、当グループから登録完了書（様式2）を送付する。

- 2 当グループが必要と認める場合は、免許証など身分証明書の提示を求めることがある。

（登録情報の管理）

第4条 登録していただいた情報は、個人情報であり、万が一にも漏洩や流出等が発生しないよう慎重に管理する。

- 2 登録情報は、北のふるさとサポーター制度の実施にのみ活用し、法令に定めがある場合を除き、これ以外の目的では一切使用しない。
- 3 登録情報は台帳（様式3）で管理する。
- 4 登録情報の管理に当たって必要な費用は、当グループが負担する。

（登録情報の変更・抹消）

第5条 登録者から、登録内容変更・抹消の申し出があった場合は、速やかに対応しなければならない。

- 2 登録情報の変更・抹消については、登録者からの電話、FAX、口頭、電

子メール等での申し出があれば、可能とする。

(作業用具等の貸出)

第6条 貸出を希望する者は、伏古公園または丘珠空港緑地の管理事務所に備え付けてある貸出台帳(別紙)に必要な事項を記載しなければならない。

2 貸出に当たり、身分証明書等の提示を求めることがある。

(業務への協力依頼)

第7条 当グループは、登録者が希望するボランティア業務がある場合は、該当者に連絡し、協力を要請する。連絡は、原則として電子メールで行うが、登録者の希望がある場合は、電話で行う。

2 登録者への連絡は、原則として、業務を行う日の2週間以上前に行う。

(登録者からの協力申し出)

第8条 登録者が協力いただける場合は、当グループに連絡する。連絡方法は、原則として電子メールとするが、電話やFAX等でも差し支えない。

2 登録者は、協りに時間的な条件(「2日のうち1日は協力できる。」「午前中だけなら協力できる。」)を付すことができる。

(登録申し出のキャンセル)

第9条 登録者は協力を申し出た後でも、任意にキャンセルすることができる。ただし、電話又は電子メールで当グループに連絡しなければならない。

2 登録者は、当日のキャンセルについては、できる限り回避する義務を負う。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、施設長が定める。

附則 この要領は平成26年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

札幌市立美香保公園・伏古公園・丘珠空港緑地 指定管理者
北のふるさとグループ 行き

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

所属団体 _____

北のふるさとサポーター制度への登録を希望します。

1. 希望されるボランティア

※ 希望する項目に○を付けてください。(複数に○をつけてもかまいません。)

ボランティア活動内容

植栽・花植え		イベントの手伝い(手芸・工作)	
公園の清掃・ゴミ拾い・落葉拾い		イベントの手伝い(スポーツ教室)	
マナー啓発キャラバン隊への参加		イベントの手伝い(小学生向講座)	
パークゴルフ場整備、大会運営補助		除排雪、冬季のイベント手伝い	
運動施設の整備、清掃		その他業務()	

主に活動していただくことの出来る公園

美香保公園(公園、庭球場)		丘珠空港緑地	
伏古公園(公園、庭球場、野球場)		丘珠空港緑地パークゴルフ場	

2. 連絡方法

北のふるさとグループからあなたにボランティアをお願いする場合、原則として、電子メールでご連絡させていただきたいと考えています。このため、メールアドレスを記載してください。また、電子メール以外の連絡方法を希望する場合は、希望するものに○をつけ、電話番号等を記載してください。また当グループの活動とは別に園内にて自主的にボランティア活動を行う場合は活動日および活動内容を事前に連絡していただき当グループの承諾を得る必要があります。

メールアドレス	
電話・FAX	

(ご連絡事項)

- ① ▪ 北のふるさとサポーター制度は、美香保公園・伏古公園・丘珠空港緑地におけるボランティアの登録制度です。公園で、ボランティアをお願いするイベント等を開催する場合、北のふるさとグループから、登録していただいた方へ、ボランティアをお願いする文書を送付させていただきます。
- ② 北のふるさとグループから、登録していただいた方へのボランティアのお願いは、あくまで任意であり、都合が悪い場合は、お断りしていただいてもかまいません。
- ③ 例えば、2日間のボランティアをお願いした場合に、「1日だけなら参加可能」というように時間を限定して参加いただくことも可能です。
- ④ また当グループの活動とは別に園内にて自主的にボランティア活動を行う場合は活動日および活動内容を事前に連絡していただき当グループの承諾を得る必要があります。
- ⑤ あくまでボランティアのお願いであり、報酬等は一切発生しません。
- ⑥ 登録を変更・抹消する場合は、お手数ですが、下記にご連絡ください。

(お電話)

伏古公園管理事務所	011-789-4361
丘珠空港緑地管理事務所	011-781-3051

(電子メール)

北のふるさと N グループ	kitanofurusato.sapporo@gmail.com
---------------	----------------------------------

北のふるさとサポーター 貸出用具申込書

公園名	
日付	
ボランティア氏名	
連絡先	
貸出用具	

※ 本人確認できるもの（免許書等）を提示してください

※ 破損・紛失・事故等無きよう適切に取扱いお願いいたします

北のふるさとサポーター 貸出用具申込書

公園名	
日付	
ボランティア氏名	
連絡先	
貸出用具	

※ 本人確認できるもの（免許書等）を提示してください

※ 破損・紛失・事故等無きよう適切に取扱いお願いいたします